

豊川市・音羽町合併研究会 報 告 書

平成19年1月

豊川市・音羽町合併研究会

目 次

1	はじめに	1
2	豊川市・音羽町合併研究会の概要	2
3	市町村合併の背景と動き	3
4	豊川市・音羽町における合併を巡る動き	4
5	市町の現状分析	6
(1)	面積	6
(2)	人口	7
(3)	日常生活圏	8
(4)	産業	10
(5)	行政体制	12
(6)	議会議員	12
(7)	財政状況	13
(8)	都市基盤の状況	16
6	行政制度等の現況と課題	17
(1)	新市の事務所の位置	17
(2)	議会	18
(3)	農業委員会	19
(4)	地方税	20
(5)	地域審議会	21
(6)	財産区	21
(7)	一部事務組合等	22
(8)	手数料	22
(9)	消防団	23
(10)	国民健康保険事業	24
(11)	介護保険事業	25
(12)	広報広聴	25
(13)	自治会・行政区	25
(14)	防災関係	26
(15)	福祉医療	27
(16)	保育事業	27
(17)	高齢者福祉	30
(18)	障害者福祉	32
(19)	児童福祉	34
(20)	検診事業	35
(21)	交通関係	36
(22)	水道料金	37

(23) 下水道使用料	38
(24) 学校給食	39
(25) 公民館	40
(26) 図書館	41
7 新合併特例法下における財政支援措置	42
8 おわりに	45

1 はじめに

地方分権の推進や少子高齢化の急速な進展、国・地方を通じた厳しい財政状況など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきており、直面する行政課題は多岐にわたってきています。これら多様化・高度化する行政課題に対して的確に対応するためには、住民に最も近い基礎的自治体としての市町村には、より一層の行財政基盤の強化や広域的対応が求められています。

このような背景の下、国は市町村の数を1,000にするとの目標を掲げ市町村合併を積極的に推進し、その結果、いわゆる「平成の大合併」により全国の市町村の数は1,800余りにまで減少しました。

その後も、国は市町村の行財政基盤を整えるため、旧合併特例法の失効後、平成17年4月に新たな合併特例法を施行し、引き続き市町村合併を推進する立場をとっています。

このような国の動きや全国的な市町村合併の流れを受け、新たな合併特例法の施行以降、音羽町の住民や議会において合併を求める気運が高まり、平成17年12月議会定例会において音羽町長が豊川市との合併を推進する旨を表明するとともに、音羽町議会においても豊川市との合併協議を求める決議が可決され、その後、平成18年3月に音羽町から豊川市に対して正式に合併協議の申し入れが行われました。

この音羽町からの合併協議の申し入れを受け、合併に関する諸問題を研究するため、平成18年6月に両市町の関係部課長で構成する「豊川市・音羽町合併研究会」を設置し、両市町の行財政の現況、合併に関する課題等について調査研究を行ってきました。

本報告書は、研究会が約半年にわたって調査研究した内容を取りまとめたものであり、今後、合併に関する議論を進めていく上で参考となる課題等を整理したものです。

2 豊川市・音羽町合併研究会の概要

(1) 研究会の構成

① 構成員

豊川市：企画部長（会長）、企画部次長、企画課長

音羽町：企画課長、総務課長

② 分科会

各課が所管する事務事業についての実質的な調査を行うための研究会の下部組織。

豊川市の課に対応する39の分科会を設置。

(2) 主な研究項目

① 両市町の合併に関する情報の収集

② 両市町の行財政の現状に関する調査及び研究

③ 両市町の合併の課題に関する調査及び研究

④ その他合併に関し必要な事項の調査及び研究

3 市町村合併の背景と動き

(1) 旧合併特例法下における動き

昭和20年代後半から昭和30年代にかけての「昭和の大合併」以降、約40年間、市町村合併は全国的に大きな進展が見られませんでした。その間、モータリゼーションによる経済社会生活圏の広域化、少子高齢化の進展、地方分権の推進等により市町村を取り巻く環境は大きく変化してきました。

こうした状況にあって、国は、基礎的自治体としての市町村の規模の拡大や行財政基盤の強化を図るため、市町村の数を1,000にするとの目標を掲げ市町村合併を積極的に推進してきました。

特に、平成11年に「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）が一部改正され、合併特例債や普通交付税の合併算定替期間の延長などの市町村合併推進のための地方財政措置が拡充されたことを契機に、全国的に市町村合併の動きが活発になりました。

その結果、旧合併特例法の下での、いわゆる「平成の大合併」により、全国の市町村数は平成11年3月31日時点の3,232から平成18年3月31日時点の1,821まで減少しました。

愛知県内においても、平成15年8月の田原町と赤羽根町の合併による田原市の誕生に始まり、12の地域で市町村合併が行われ、県内の市町村数は平成11年3月31日時点の88から平成18年4月1日時点の63にまで減少しています。

(2) 新合併特例法下における動き

上述したように、旧合併特例法下における、いわゆる「平成の大合併」により全国の市町村数は、平成11年3月31日時点と比較すると平成18年3月31日時点で6割以下となりました。しかし、全国的には行財政基盤の脆弱な市町村が残っており、自主的、自立的な行財政運営を行うことが可能な基盤を整えるためにも、国は旧合併特例法の失効後、平成17年4月に新たな市町村合併推進のための法律「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「新合併特例法」という。）を施行し、引き続き市町村合併を推進するという立場をとっています。

新合併特例法では、市町村合併における都道府県の役割を明確に定め、都道府県は総務大臣が定める基本指針に基づき、自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、自主的な市町村の合併の推進に関する構想を定めるものとされています。

平成17年5月に総務大臣が定めた「自主的な市町村の合併を推進するための基本的な指針」によると、都道府県が定める構想対象市町村の組合せの対象として、①生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村、②更に充実した行政権能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村、③おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村、の3つのパターンが示されています。

特に、人口1万未満の小規模市町村については、旧合併特例法下において再編が進んだものの、様々な事情により合併に至らなかった市町村や合併してもなお人口1万未満である市町村もあり、基礎的自治体としての課題が多いと考えられることから、特に合併の是非を検討する必要があると考えられています。

4 豊川市・音羽町における合併を巡る動き

(1) 旧合併特例法下における動き

① 豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会の経緯

「宝飯豊川合併協議会の設立を望む会」による住民発議を受け平成13年11月に設置された「豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会」は、約2年4か月にわたり、新市将来構想及び新市建設計画の策定、40項目以上に及ぶ合併協定項目の協議を行ってきました。

しかし、平成16年2月に行われた「合併の是非に関する住民意識調査」の結果、構成市町のうち一宮町と御津町において合併反対の意思表示がなされたため、同協議会は平成16年3月末をもって解散となり、1市4町の枠組みでは合併に至りませんでした。

② 豊川市・一宮町合併協議会の経緯

その後、平成16年8月に「豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町合併協議会」の構成市町のうち一宮町において、豊川市との合併を望む請願が提出されたことを契機に豊川市と一宮町との間で合併の動きが再燃し、同年10月、一宮町長及び一宮町議会議長から豊川市長及び豊川市議会議長に対して正式に合併協議会設置の申し入れがなされました。この申し入れを受け、同年11月に豊川市と一宮町の1市1町による合併協議会が設置され、旧合併特例法期限内の合併を目指すこととなりました。

その後、約3ヶ月に及ぶ合併協議を経て、平成17年3月に合併調印の運びとなり、平成18年2月1日、豊川市が一宮町を編入合併し、新豊川市が誕生しました。

(2) 新合併特例法下における動き

① 音羽町における動き

旧合併特例法の下では合併に至らなかったものの、新合併特例法における総務大臣の基本指針の中で、都道府県が定める構想対象市町村のパターンの1例としておおむね人口1万未満の小規模な市町村が位置付けられたことや、地方分権の進展、国の三位一体改革の推進といった時代の流れを受け、平成17年5月に音羽町住民により、自主的に合併問題に取り組むための組織「音羽町住民懇話会」が発足され、その後、同年8月に合併を積極的に推進する立場をとることが正式に決定されました。

一方、音羽町議会においても、少子高齢化の進展、多様化する行政課題への対応、財政の悪化及び効率的な行財政運営の早期確立が課題となっている状況を踏まえ、音羽町の将来の在り方など調査研究するために、平成17年9月に合併問題調査特別委員会が設置されました。特別委員会を6回、それとは別に住民の意見を聴くための特別委員会協議会を6回開催し議論を重ねた後、平成17年12月議会定例会において、豊川市への編入合併を目指す旨の調査結果の報告を行いました。

これら住民及び議会の動きを受け、音羽町長は、平成17年12月議会定例会の行政報告の中で、広域行政の現状及び生活圏域の一体性を理由とし、初めて合併相手を豊川市と正式に表明しました。

また、町議会においても、合併問題調査特別委員会の調査結果報告を受け、同議会定例会において「豊川市との合併協議を求める決議」が可決されました。

② 愛知県における動き

愛知県においても、「平成の大合併」により市町村数は平成18年4月1日時点で63に減少したものの、総務大臣の基本指針に定められた人口1万未満の町村は、なお存在しており、その大部分が行財政基盤の強化という観点から合併を推進していく必要があると考えられ、重点的に合併の推進の対象として検討することとされました。

これら人口1万未満の町村について合併の可否を判断するため、平成17年8月から行政運営実態調査や地域一体性実態調査を実施し、その結果を調査対象の町村長や議会に対し説明をし、また、地域住民を対象に地域懇談会を開催し意見交換を行うなど、合併についての方向性を示すよう働きかけを行いました。

調査対象町村の1つである音羽町に対しても、町長、議会への実態調査結果の説明や住民懇話会が開催されましたが、いずれにおいても合併に対して反対の意見はなかったこと、並びに平成17年12月議会定例会における音羽町長及び音羽町議会の合併推進の意思表示の動きを踏まえ、平成18年2月に開催された第2回愛知県市町村合併推進審議会において「音羽町は豊川市と合併することが適切である」との判断がなされ、豊川市及び音羽町に対してその旨の説明が行われました。

③ 豊川市・音羽町合併研究会の設置

このような経緯を経て、平成18年3月28日に音羽町長及び音羽町議会議長から豊川市長及び豊川市議会議長へ正式に合併協議の申し入れがなされました。

豊川市はこの合併協議の申し入れを受け、平成18年6月19日に両市町の担当部課長で構成する「豊川市・音羽町合併研究会」を設置し、両市町の実況の現状や合併に関する課題等について事務レベルでの調査研究を行うこととなりました。

5 市町の現状分析

(1) 面積

豊川市は、行政面積の約50%を農用地及び森林が占めています。一方、音羽町では行政面積の70%以上を森林が占めています。

(単位 : ha)

項目		豊川市	音羽町	合計
行政面積		10,205	2,965	13,170
内 訳	農用地	2,213	259	2,472
	森林	3,166	2,172	5,338
	原野	74	—	74
	水面・河川・水路	543	50	593
	道路	1,118	217	1,335
	宅地	2,013	184	2,197
	その他	1,078	83	1,161

* 「土地に関する統計年報 平成17年版」(愛知県地域振興部土地水資源課)

行政面積は平成17年10月1日現在

農用地、原野は、平成17年7月15日現在

森林、水面・河川・水路は、平成17年3月31日現在

道路は平成17年4月1日現在

宅地のうち住宅地は平成17年4月1日現在、工業用地は平成16年12月31日現在

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町の数値を合算したもの)

(2) 人口

平成7年から平成17年の国勢調査の結果によると、豊川市、音羽町ともに人口、世帯数は増加傾向にあります。特に音羽町にあっては、平成17年人口は平成12年人口に比べ9.7%増加しており県内でも3番目の高い伸びを示しています。

両市町とも高齢者人口は増加しており高齢化が進展していますが、若年者人口を見ると、豊川市では減少傾向にあるのに対し音羽町では増加傾向にあります。

各年10月1日現在					
項目			豊川市	音羽町	合計
平成7年	人口（人）	0～14歳	22,646	1,128	23,774
		構成比	17.4%	14.5%	17.3%
		15～64歳	90,765	5,533	96,298
		構成比	69.9%	71.0%	69.9%
		65歳以上（高齢者人口）	16,484	1,136	17,620
		構成比（高齢化率）	12.7%	14.6%	12.8%
		合計	129,908	7,797	137,705
		世帯数	40,322	2,173	42,495
平成12年	人口（人）	0～14歳	21,748	1,087	22,835
		構成比	16.3%	13.7%	16.1%
		15～64歳	92,044	5,563	97,607
		構成比	68.9%	70.2%	69.0%
		65歳以上（高齢者人口）	19,778	1,272	21,050
		構成比（高齢化率）	14.8%	16.1%	14.9%
		合計	133,582	7,922	141,504
		世帯数	43,671	2,392	46,063
平成17年	人口（人）	0～14歳	21,536	1,350	22,886
		構成比	15.7%	15.5%	15.7%
		15～64歳	92,176	5,696	97,872
		構成比	67.1%	65.5%	67.0%
		65歳以上（高齢者人口）	23,663	1,644	25,307
		構成比（高齢化率）	17.2%	18.9%	17.3%
		合計	137,417	8,690	146,107
		世帯数	47,510	2,753	50,263

* 平成7、12、17年国勢調査

(各年人口合計は、「年齢不詳」を含んでいるため、3区分合計と一致しない場合があります。)

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町の数値を合算したもの)

(3) 日常生活圏

① 自・他市区町村への通勤通学状況

豊川市、音羽町ともに、自市町での就業者が最も多くなっています。他市町村への就業状況を見ると、豊川市では豊橋市への就業者が最も多いのに対し、音羽町では豊川市への就業者が最も多くなっています。

一方、通学者の状況は、豊川市では自市で通学が最も多くなっていますが、音羽町では岡崎市への通学が最も多くなっています。

平成12年10月1日現在

項目		豊川市		音羽町	
		就業者(人)	通学者(人)	就業者(人)	通学者(人)
当地に常住する就業者・通学者		73,293	6,954	4,453	461
自市町で従業・通学		50,770	3,216	1,601	64
他市区町村で従業・通学		22,523	3,738	2,852	397
内 訳	県 内	21,652	3,623	2,805	388
	うち名古屋市	1,690	546	204	53
	豊 橋 市	8,980	1,145	400	63
	岡 崎 市	1,592	280	462	97
	豊 川 市	—	—	1,036	68
	蒲 郡 市	1,024	155	113	19
	新 城 市	2,136	324	22	1
	音 羽 町	1,365	1	—	—
	小坂井町	1,611	290	81	12
	御 津 町	899	322	81	19
	他の市町村	2,355	560	406	56
	他 県	871	115	47	9

* 平成12年国勢調査

(通学者は15歳以上)

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町の数値を合算したもの)

② 自・他市区町村からの通勤通学状況

就業者の状況を見ると、豊川市、音羽町ともに自市町の在住者が最も多くなっています。他市区町村からの就業状況は、豊川市では豊橋市からの就業者が最も多いのに対し、音羽町では豊川市からの就業者が最も多くなっています。

一方、通学者の状況は両市町とも自市町の在住者が最も多くなっています。他市区町村からの通学状況は、豊川市では豊橋市からの通学者が最も多くなっていますが、音羽町では町内に高等学校や大学がないため、9割以上が自町からの通学となっており他市区町村からの通学者はほとんどいません。

平成12年10月1日現在

項目		豊川市		音羽町	
		就業者(人)	通学者(人)	就業者(人)	通学者(人)
当地で従業・通学する者		71,292	5,568	4,574	68
自市町に常住		50,770	3,216	1,601	64
他市区町村に常住		20,522	2,352	2,973	4
内 訳	県 内	19,927	2,301	2,955	4
	うち名古屋市	434	15	27	0
	豊 橋 市	7,918	961	397	1
	岡 崎 市	961	76	341	2
	豊 川 市	—	—	1,365	1
	蒲 郡 市	908	111	181	0
	新 城 市	2,770	395	83	0
	音 羽 町	1,036	68	—	—
	小坂井町	2,578	291	173	0
	御 津 町	1,136	148	137	0
	他の市町村	2,186	236	251	0
	他 県	595	51	18	0

* 平成12年国勢調査

(通学者は15歳以上)

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町の数値を合算したもの)

(4) 産業

① 産業構造

豊川市にあっては、旧一宮町地区において第1次産業就業者の比率が高いものの、豊川市全体と音羽町を比較するとほぼ同様の産業構造となっています。

平成17年10月1日現在

項目		旧豊川市	旧一宮町	豊川市計	音羽町
第1次産業	就業者数(人)	3,475	1,435	4,910	303
	構成比	(5.4%)	(15.1%)	(6.6%)	(6.6%)
第2次産業	就業者数(人)	24,790	3,463	28,253	1,937
	構成比	(38.4%)	(36.5%)	(38.2%)	(42.1%)
第3次産業	就業者数(人)	35,802	4,562	40,364	2,316
	構成比	(55.5%)	(48.1%)	(54.5%)	(50.3%)
分類不能	就業者数(人)	465	26	491	47
	構成比	(0.7%)	(0.3%)	(0.7%)	(1.0%)
就業者総数(人)		64,532	9,486	74,018	4,603

* 平成17年国勢調査

② 商業

年間販売額は、人口規模が異なることから豊川市の方が圧倒的に大きくなっていますが、1商店当たり従業者数や1商店当たり年間販売額を比較すると、ほぼ同様の数値となっています。

平成16年6月1日現在

項目	豊川市	音羽町
商店数	1,727	74
従業者数(人)	11,597	492
年間販売額(百万円)	294,667	10,915
1商店当たり従業者数(人)	6.7	6.6
1商店当たり年間販売額(百万円)	170.6	147.5

* 平成16年商業統計調査

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町の数値を合算したもの)

③ 工業

豊川市は事業所数が多いため製造品出荷額も多くなっていますが、1事業所当たりの従業者数・製造品出荷額を比較すると音羽町の数値が高くなっています。ただし、音羽町の大規模事業所を除いて比較すると、1事業所当たりの従業者数・製造品出荷額は両市町でほぼ同様の数値となります。

平成17年12月31日現在

項目	豊川市	音羽町
事業所数	524	27
従業者数(人)	19,409	3,025
製造品出荷額(百万円)	893,086	129,417
1事業所当たり従業者数(人)	37.0	112.0
1事業所当たり製造品出荷額(百万円)	1,704.4	4,793.2

* 平成17年工業統計調査

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町の数値を合算したもの)

④ 農業

1農家当たりの農業産出額を比較すると、豊川市は全国平均(0.31千万円)より高いレベルにありますが、音羽町は小規模農家が多く豊川市の約8分の1の産出額水準となっています。

項目	豊川市	音羽町
農家数	2,621	392
農業産出額(千万円)	1,605	32
1農家当たり農業産出額(千万円)	0.61	0.08

* 農家数：平成17年農林業センサス

農業産出額：平成16年生産農業所得統計

(豊川市の数値は旧豊川市と旧一宮町の数値を合算したもの)

(5) 行政体制

一般行政部門及び教育部門の人口千人当たりの職員数を比較すると、音羽町は自治体としての規模が小さいことから豊川市の約2倍となっています。

公営企業等会計職員については、豊川市は市民病院を有しているため職員数が多くなっていますが、病院部門の職員数（487名）を除いた公営企業等会計部門の人口千人当たりの職員数について比較すると、音羽町は豊川市の約1.5倍となっています。

なお、音羽町は消防業務を豊川市に事務委託しているため、消防部門の職員は存在しません。

平成18年4月1日現在

区分		豊川市	音羽町	合計
一般行政職員		595人	77人	672人
教育職員		93人	12人	105人
消防職員		174人	—	174人
公営企業等会計職員		588人	10人	598人
職員合計		1,450人	99人	1,549人
人口千人 当たり 職員数	一般行政	4.41人	8.65人	—
	教育	0.69人	1.35人	—
	一般行政＋教育	5.10人	10.00人	—
	公営企業等（病院除く）	0.75人	1.12人	—

* 平成18年定員管理調査

(6) 議会議員

両市町とも、議員定数は法定上限数より少なくなっています。

また、両市町とも直近の改選時期は平成19年4月の統一選挙となっています。

項目	豊川市	音羽町
議員定数	32名 (平成19年4月の統一選挙 から30名)	12名 (平成19年4月の統一選挙 から10名)
法定上限数	34名	18名
直近の改選時期 (任期満了日)	平成19年4月 (平成19年4月30日)	平成19年4月 (平成19年4月30日)

(7) 財政状況

① 歳入

i) 歳入の内訳

両市町とも地方税が約50%を占めており、構成に大きな差異はありません。自主財源比率は両市町とも県内市町村平均（平成17年度決算68.4%）より若干低いものの、全国平均（平成16年度決算51.3%）と比較すると高い水準にあります。

平成17年度普通会計決算

項目	豊川市		音羽町	
	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
地方税	19,709,638	48.1%	1,637,248	54.3%
譲与税・交付金	4,096,532	10.0%	299,334	9.9%
地方交付税	1,877,451	4.6%	230,870	7.7%
国・県支出金	5,089,852	12.4%	252,536	8.4%
地方債	3,753,800	9.2%	347,400	11.5%
その他	6,485,669	15.8%	249,476	8.3%
歳入計	41,012,942	100.0%	3,016,864	100.0%
うち自主財源	26,195,307	63.9%	1,886,724	62.5%

* 平成17年度地方財政状況調査

（構成比は、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。）

ii) 税収の内訳

税収については、両市町とも市町村民税が全体の約4割、固定資産税が全体の約5割となっており構成に大きな差異はありません。

平成17年度普通会計決算

項目			豊川市		音羽町	
			決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
普通税	市町村 民税	総額	8,124,497	41.2%	638,799	39.0%
		個人（均等割）	168,879	0.9%	11,160	0.7%
		所得割	5,600,569	28.4%	381,862	23.3%
		法人（均等割）	363,702	1.8%	24,087	1.5%
		法人税割	1,991,347	10.1%	221,690	13.5%
	固定資産税		8,892,361	45.1%	840,226	51.3%
	軽自動車税		210,320	1.1%	14,003	0.9%
	市町村たばこ税		833,295	4.2%	41,530	2.5%
	特別土地保有税		550	0.0%	0	0.0%
	小計		18,061,023	91.6%	1,534,558	93.7%
目的税	都市計画税		1,604,415	8.1%	102,690	6.3%
	入湯税		44,200	0.2%	—	—
	小計		1,648,615	8.4%	102,690	6.3%
市町税合計			19,709,638	100.0%	1,637,248	100.0%

* 平成17年度地方財政状況調査

（構成比は、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。）

② 歳出

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を比較すると、音羽町は人口千人当たりの職員数が多いため人件費の割合が高くなっています。一方、扶助費の割合は豊川市の方が高くなっています。公債費については、ほぼ同様の構成比率となっています。

物件費については音羽町の方が高くなっています。

平成17年度普通会計決算

項目	豊川市		音羽町	
	決算額(千円)	構成比	決算額(千円)	構成比
人件費	7,855,450	20.0%	801,380	27.5%
物件費	4,517,774	11.5%	391,830	13.4%
維持補修費	406,094	1.0%	57,427	2.0%
扶助費	5,167,970	13.1%	223,569	7.7%
補助費	5,397,942	13.7%	368,009	12.6%
普通建設事業費	5,470,904	13.9%	469,351	16.1%
災害復旧事業費	—	—	—	—
失業対策事業費	—	—	—	—
公債費	4,191,797	10.7%	322,496	11.0%
積立金	971,709	2.5%	146	0.0%
投資及び出資金	6,500	0.0%	—	—
貸付金	911,000	2.3%	—	—
繰出金	4,409,201	11.2%	284,334	9.7%
前年度繰上充用金	—	—	—	—
歳出合計	39,306,341	100.0%	2,918,542	100.0%

* 平成17年度地方財政状況調査

（構成比は、端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。）

③ 財政力指数

三位一体改革による交付税総額の削減や税収の増加により年々上昇しており、平成18年度は両市町とも0.95以上と、全国的に見ても財政力の高い団体となっています。

なお、平成18年度の豊川市の数値0.99は交付税一本算定の数値であり、合併による普通交付税算定替に基づく旧豊川市の財政力指数は0.98、旧一宮町は0.87となっています。

年度	豊川市	一宮町	音羽町
平成16年度	0.88	0.82	0.87
平成17年度	0.92	0.85	0.89
平成18年度	0.99		0.95

④ 各種財政指標

平成17年度決算における各種財政指標を比較すると、経常収支比率は豊川市の方が若干高くなっています。

公債費比率など地方債に関する指標については音羽町の方が高く、人口1人当たりの地方債現在高も音羽町の方が約33,000円高くなっています。

基金については、人口1人当たりの現在高を比較すると音羽町の方が約48,000円高くなっています。

平成17年度普通会計決算

項目		豊川市	音羽町
歳入総額（千円）		41,012,942	3,016,864
歳出総額（千円）		39,306,341	2,918,542
標準財政規模（千円）		23,401,204	1,988,828
実質収支比率（％）		6.9	4.9
経常収支比率（％）		89.0	85.6
公債費比率（％）		12.8	13.3
公債費負担比率（％）		12.9	13.0
起債制限比率（％）		8.9	11.3
地方債現在高（千円）		48,261,570	3,480,941
	人口1人当たり地方債現在高（円）	357,583	391,117
基金現在高（千円）		3,036,234	631,482
	人口1人当たり基金現在高（円）	22,496	70,953
内 訳	財政調整基金現在高（千円）	1,510,001	523,711
	減債基金現在高（千円）	268,086	0
	その他特定目的基金現在高（千円）	1,258,147	107,771

* 平成17年度地方財政状況調査

(8) 都市基盤の状況

道路については、改良率、舗装率ともに音羽町の整備率が低い状況にあります。

公共下水道普及率について、旧一宮町地区の普及率が低いため（平成17年3月末現在で31.9%）、豊川市の方が低くなっています。

平成18年3月31日現在

項目		豊川市	音羽町	
道 路	道路実延長（m）	1,126,741	134,982	
	改良済延長（m）	847,171	81,090	
	改良率（％）	75.2	60.1	
	舗装済延長（m）	997,858	99,807	
	舗装率（％）	88.6	73.9	
	歩道延長（m）	104,516	12,931	
	歩道延長比率（％）	9.3	9.6	
都市公園（㎡）		846,705	7,100	
都市公園１人当たり面積（㎡）		6.27	0.80	
下 水 道	現在排水人口（人）	84,902	6,945	
	排水比率（公共下水道普及率）（％）	60.6	77.1	
	現在排水区域面積（ha）	1,701.0	194.4	
し 尿 状 況	年間総排出量（キロリットル）		69,572	4,746
	処 理 状 況	処理施設処理量（キロリットル）	2,884	231
		下水道放流量（キロリットル）	45,135	3,209
		し尿浄化槽処理量（キロリットル）	21,538	1,306
		合計（キロリットル）	69,557	4,746
		総衛生処理比率（％）	100.0	100.0
ご み	年間総排出量（トン）		60,825	2,422
	年間総収集量（トン）		60,825	2,422
	収集比率（％）		100.0	100.0
	衛生処理量（焼却処理量等）（トン）		49,721	2,368
	衛生処理比率（％）		81.7	97.8

* 平成17年度公共施設状況調査

6 行政制度等の現況と課題

研究会においては、豊川市及び音羽町の行政制度の現況比較や両市町で行われている施策、事業等の現状比較を行いました。両市町における行政制度や事業等に係る比較項目は約1,000項目にも及び、取扱いが異なるものやそれぞれの市町が独自に実施している事業も多数ありました。

豊川市と音羽町が合併するとした場合、合併の方式は編入合併が前提となり、また、両市町の団体規模や財政規模の大きさの違いから、原則として音羽町の制度や事業等は豊川市の制度に合わせることが基本となるとの前提の下、住民生活に大きな影響があると思われる項目を中心に、合併協定項目レベルの26項目について合併する場合の課題の整理を行いました。

なお、本研究会においては調整方針を決定するものではなく課題の整理を行うのみであり、豊川市の制度に合わせることで音羽町住民に急激な住民サービスの変化が生じるものについては、関係住民へ周知し理解を求めた上で、場合によっては激変緩和措置を講じるなどの検討を行うことも考慮する必要があると考えられます。

(1) 新市の事務所の位置

合併の方式を編入合併としているため、新市の事務所の位置は現豊川市役所となります。

合併後の現音羽町役場の取扱いについては、合併協議会での協議に委ねられることとなりますが、豊川市が現在設置している支所や窓口センター等を含め、住民サービス窓口の在り方について十分検討を行い、結論を出す必要があると考えられます。

また、組織の統廃合により音羽町役場で生じる空きスペースについては、施設の有効利用の観点からその活用方法について十分検討を行っておく必要があります。

	豊川市		音羽町
	豊川市役所	一宮総合支所	音羽町役場
所在地	諏訪一丁目1番地	一宮町豊1番地	大字赤坂字松本250番地
構造	本庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階 北庁舎 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
敷地面積	27,439㎡	13,347㎡	7,370㎡
延床面積	17,660㎡	2,973㎡	5,869㎡ うち事務室3,995㎡
竣工時期	本庁舎 昭和44年 昭和60年改築 北庁舎 昭和60年	昭和48年 平成元・8年改築	平成10年
出張所	東部窓口センター 西部窓口センター		

(2) 議会

① 議員定数等

議員定数は、両市町とも法定上限数未満となっています。なお、平成19年4月の統一選挙から豊川市の定数は30名、音羽町の定数は10名に削減されることになっています（両市町とも条例改正済み）。

編入合併の場合、原則として編入される音羽町の議員はすべてその身分を失うこととなりますが、地方自治法の規定により、合併等による急激な人口増加の場合は一般選挙時以外でも法定上限数の範囲内で増員選挙を行うことができるとされています。また、新合併特例法においても旧合併特例法と同様に、議会議員の在任特例、定数特例の規定が設けられています。

議員定数の取扱いについては、今後、調整を行っていくこととなりますが、仮に、一宮町との合併の場合と同様に、合併時に音羽町地域に選挙区を設け増員選挙を行うとした場合、人口比例による音羽町選挙区の定数は2名となります。豊川市の議員定数30名と合わせても32名となり法定上限数34名を下回るため、合併特例法による定数特例の規定を適用しなくても増員選挙を行うことは可能となります。

項目		豊川市	音羽町
議員定数（法定上限数）		32名（34名）	12名（18名）
議員定数（H19.4～）		30名	10名
直近の改選時期 （任期満了日）		平成19年4月 （平成19年4月30日）	平成19年4月 （平成19年4月30日）
政務調査費		276,000円（年額）	120,000円（年額）
議員報酬 （月額）	議長	564,000円	350,000円
	副議長	514,000円	250,000円
	議員	480,000円	230,000円
	常任委員会委員長	上記に同じ	240,000円
	議会運営委員長	上記に同じ	240,000円

② 常任委員会の状況

両市町の委員会構成に差異はありますが、豊川市の制度に合わせることにについて特に課題はありません。

	豊川市		音羽町	
常任委員会名（構成）	総務委員会	8人	総務常任委員会	6人
	建設委員会	8人	産業建設常任委員会	6人
	生活文教委員会	8人		
	健康福祉委員会	8人		

(3) 農業委員会

選挙委員の条例定数は、豊川市は20人、音羽町は6人と、ともに法定定数未満となっています。ただし、豊川市の選挙委員については、一宮町との合併の際、合併特例法の在任特例の規定を適用し合併前の一宮町選挙委員8名をそのまま在任させているため、平成20年7月19日まで条例定数を超える28人となっています。

編入合併の場合、原則として音羽町の農業委員はすべてその身分を失うこととなりますが、議会議員のように増員選挙は想定されていないため、一宮町との合併の場合と同様、合併特例法の在任特例の規定を適用するとした場合は、在任特例対象の選挙委員の数を何人とするかの調整が必要となります。

なお、仮に平成20年の選挙で豊川市の選挙委員の定数が20人となった場合、一宮町との合併の場合と同様に農業委員会選挙人名簿人数で比例計算すると、音羽町選挙委員の数は2人となります。

項目		豊川市	音羽町
選挙委員	法定定数	30人	20人
	条例定数	20人	6人
	18.10.1現在	28人（※）	6人
選任委員		5人	4人
計		33人	10人
任期		平成17年7月20日から 平成20年7月19日まで	平成17年7月28日から 平成20年7月27日まで
総農家数		2,621戸	392戸
農地面積		2,213ha	224ha
農業委員会選挙人名簿人数		6,695人	775人

※ 豊川市の選挙委員については、一宮町との合併の際、合併特例法の在任特例の規定を適用し、条例定数を8人超える28名となっています。

(4) 地方税

① 税率・税額等

都市計画税の経過措置（合併による経過措置により旧一宮町地区は平成22年度まで税率0.2%）を除けば、税率、税額に差異はありません。入湯税については、豊川市のみ賦課しています。

納期については、若干の差異がありますが、制度を統一することについては特に課題はありません。

項目			豊川市	音羽町
個人市 町民税	均 等 割		3,000円	3,000円
	所得 割	～200万円以下	3%	3%
		200万円超	8%	8%
		700万円超	10%	10%
	納期		6・9・12・2月 4期	6・8・10・1月 4期
法人市 町民税	均等割額		5～300万円	5～300万円
	法人税割額		12.3%	12.3%
固 定 資産税	税率		1.4%	1.4%
	納期		5・7・10・1月 4期	4・7・12・2月 4期
都 市 計画税	税率		0.3% (旧一宮町H22年度まで0.2%)	0.3%
	納期		5・7・10・1月 4期	4・7・12・2月 4期
入湯税	税額		1人 150円	—

② 前納報奨金制度

報奨金の率、上限額ともに音羽町の方が高い水準にありますが、合併時までには豊川市の制度に統一することについては、特に課題はありません。

年度	豊川市	音羽町
平成18年度	前納報奨金＝期別税額×0.3% (上限3万円)	前納報奨金＝期別税額×0.5% (上限5万円)
平成19・20年度	前納報奨金＝期別税額×0.1% (上限1万円)	前納報奨金＝期別税額×0.3% (上限3万円)
平成21年度～	廃止	

(5) 地域審議会

新合併特例法においても、旧市町村の区域ごとに合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項について合併市町村の長に意見を述べることができる地域審議会を設置することができるかとされています。

音羽町地域において地域審議会を設置するか否かについては、合併協議会での協議に委ねられることとなりますが、地域審議会とは別の組織、例えば連区長会など既存の制度を活用することによっても地域住民の意見を行政に反映させることは可能であるため、これらの制度との棲み分けを含めて地域審議会の設置の必要性について議論を行う必要があります。

(6) 財産区

豊川市は平成18年2月の一宮町との合併の際、旧一宮町の町有林管理委員会が管理していた山林について、合併後も引き続き地元で維持管理を行いたいという一宮町の意向に基づき一宮財産区を設置しています。

一方、音羽町は昭和30年に赤坂町、長沢村、萩村が合併して音羽町が誕生した際、長きにわたり管理してきた財産を合併後も旧町村単位で管理したいという住民の強い要望により財産区を設置しています。

財産区の取扱いについては、設置の歴史的経緯があるため合併の際に整理するのは困難と考えられますが、当初の設置目的が希薄になっている財産区についてはその在り方について検討する必要があります。

平成18年10月1日現在

項目		豊川市	音羽町		
名称		一宮財産区	赤坂財産区	長沢財産区	萩財産区
設置年月日		H18. 2. 1	S30. 4. 1	S30. 4. 1	S30. 4. 1
財産	土地 (ha)	27. 84	40. 09	80. 60	40. 01
	建物 (㎡)	—	—	—	122. 00
	基金残高 (千円)	29, 535	3, 328	87, 138	341, 485

(7) 一部事務組合等

ごみ処理や広域消防など、豊川市と宝飯郡3町の枠組みで広域的な取組を行っています。

音羽町が属している一部事務組合や協議会、審査会等については、合併する際に脱退が必要となりますが、法的手続に基づくものであり特に課題はありません。

名称		豊川市	音羽町	構成市町村
一部事務組合	豊川宝飯衛生組合	○	○	豊川市、音羽町、小坂井町、御津町
	愛知県市町村職員退職手当組合		○	県内11市27町村26一部事務組合
協議会	宝飯地区広域市町村圏協議会	○	○	豊川市、蒲郡市、音羽町、小坂井町、御津町
	東三河地方教育事務協議会	○	○	豊川市、蒲郡市、田原市、音羽町、小坂井町、御津町
共同設置	宝飯郡介護認定審査会		○	音羽町、小坂井町、御津町
事務委託	常備広域消防	○	○	(音羽町、小坂井町、御津町が豊川市に事務委託)
	公平委員会		○	(愛知県に事務委託)
その他	豊川市土地開発公社	○	○	豊川市、音羽町、小坂井町、御津町

(8) 手数料

主な手数料については、豊川市、音羽町ともに同額であり、豊川市の制度に合わせるとしても特に課題はありません。

項目	豊川市	音羽町
印鑑登録証明書	200円	200円
住民票の写し	200円	200円
戸籍の附票	200円	200円
戸籍謄抄本	450円	450円
除籍謄抄本	750円	750円
納税証明書	200円	200円
所得証明書	200円	200円

(9) 消防団

① 組織

豊川市の消防団組織は、団・方面隊・分団の3階層となっているのに対し、音羽町の組織は、団・分団の2階層となっています。

音羽町消防団の取扱いについては、一宮町との合併の場合と同様、豊川市の方面隊の1つとして位置付けることとすれば、組織の統合については特に課題はないと考えられます。なお、任用要件については両市町で差異はなく、特に課題はありません。

平成18年12月現在

項目	豊川市		音羽町	
名 称	豊川市消防団		音羽町消防団	
区 域	豊川市一円		音羽町一円	
組 織	1 団・5 方面隊・16分団		1 団・3 分団	
定 員	階級	任期	階級	任期
団 長	1名	2年	1名	2年
副団長（方面隊長）	5名	2年	1名	2年
分 団 長	16名	1年	3名	2年
副分団長	20名	1年	3名	1年
部 長	20名	1年	3名	1年
班 長	40名	1年	9名	1年
団 員	312名		54名	
計	414名		74名	
任用要件	①豊川市に居住し、又は勤務する者 ②年齢満18歳以上の者 ③志操堅固で、身体強健な者		①音羽町の区域内に居住する者、または勤務する者 ②年齢18歳以上の者 ③志操堅固で、身体強健な者	

② 報酬等

消防団員の報酬については、音羽町の方が高い水準にあります。退職報償金は、豊川市が5年刻みの設定になっているのに対し音羽町では1年刻みの設定になっているため、勤務年数によっては音羽町の支給額の方が高くなる場合があります。

報酬額、退職報償金を豊川市の制度に合わせるとした場合、音羽町消防団員は支給額の減となるため、豊川市の制度について事前に周知、説明しておく必要があります。

・報酬額（年額）

区分	豊川市	音羽町
団 長	167,000円	250,000円
副団長（方面隊長）	140,000円	220,000円
分 団 長	63,000円	180,000円
副分団長	53,000円	110,000円
部 長	37,000円	90,000円
班 長	35,000円	80,000円
団 員	33,000円	70,000円

・退職報償金（団員の場合）

区分		豊川市	音羽町
団員	5年以上 6年未満	144,000円	144,000円
	6年以上 7年未満		158,000円
	7年以上 8年未満		172,000円
	8年以上 9年未満		186,000円
	9年以上 10年未満		200,000円
	10年以上 11年未満	214,000円	214,000円
	（以下略）	（以下略）	（以下略）

(10) 国民健康保険事業

豊川市が保険料方式を採用しているのに対し、音羽町は保険税方式を採用しており制度に違いがあります。算定要素については各要素とも差異が見られますが、特に資産割の率に大きな開きがあります。また、1人当たりの保険料（税）を比較すると、医療給付費分と介護納付金分の合計で、豊川市の方が2万円程度、高くなっています。

保険料（税）の格差が大きいため、合併時に豊川市の制度に合わせる場合は音羽町の被保険者の急激な負担増を招くことになるため、経過措置を設けるかどうかを含めて調整を行う必要があります。

項目		豊川市	音羽町
医療給 付費分	所得割	6.90%	4.90%
	資産割	24.00%	28.50%
	均等割	28,600円	23,000円
	平等割	25,400円	26,000円
	1人当たり平均額	86,223円	77,502円
介護納 付金分	所得割	1.40%	0.80%
	資産割	8.00%	5.00%
	均等割	8,300円	5,000円
	平等割	5,100円	6,000円
	1人当たり平均額	25,092円	16,766円
納期		4・6・8・9・10・12・1・2月 8期	5・6・8・10・12・1月 6期

* 平成18年数値

（豊川市においては一宮町との合併により不均一賦課を行っているため、上記の豊川市の数値は旧豊川市地区の数値を記載しています。）

(11) 介護保険事業

基準保険料は要介護認定者数、介護サービス量等により算定されますが、豊川市の保険料の方が月額745円高くなっています。

現在の保険料が平成18年度から平成20年度までのものであるため、平成21年度以降の合併であれば、合併後は統一料金にすることが適当であると考えられます。合併の時期が平成20年度以前であれば、平成20年度末までは現行料金とするか否かについて調整を行う必要があります。

項目	豊川市	音羽町
基準月額保険料	3,645円	2,900円
納期	6期	6期

(12) 広報広聴

広報については、豊川市の制度の方が充実しています。

豊川市の制度に合わせるとした場合、特に課題となることはありません。

平成18年度現在		
項目	豊川市	音羽町
広報紙	広報「とよかわ」 毎月2回（1日、15日）発行	広報「おとわ」 毎月1回（1日）発行
声の広報	年24回発行	なし
点字の広報	年24回発行	なし
外国語版広報紙	ポルトガル語版・スペイン語版 毎月1回発行	なし

(13) 自治会・行政区

豊川市では、連区・町内会制度をとっているのに対し、音羽町では区（大字）・総代制度をとっており、制度に差があります。

住民に密着した制度であり、合併時に豊川市の制度に合わせることが出来ない場合も想定されるため、地域住民の意見を聞きながら経過措置を設けて調整する必要があると考えられます。

	豊川市		音羽町
	旧豊川市地区	旧一宮町地区	
自治会等の数	25連区・143町内会	11町内会	4区・54総代

(14) 防災関係

① 防災行政無線（移動系）

豊川市・音羽町ともに整備済みですが、豊川市はデジタル式、音羽町はアナログ式と方式に違いがあり、合併後は豊川市の制度に合わせて方式の統一を図ることになります。

項目		豊川市	音羽町
基地局	呼称	ぎょうせいとよかわ	ぎょうせいおとわ
	周波数	260MHz帯（デジタル）	466MHz帯（アナログ）
	設置場所	豊川市役所防災対策課	音羽町役場無線室
	通信内容	①災害発生時の情報伝達 ②行政事務連絡	①災害発生時の情報伝達 ②行政事務連絡
陸上移動局	車載型	46台（2W）	－
	半固定型	51台（2W）	－
	携帯型	93台（2W）	10台（5W）

② 防災行政無線（同報系）

音羽町においてはデジタル式の同報無線が各世帯に設置されています。一方、豊川市においては旧一宮町地域のみアナログ式の同報無線が整備されているのみで、旧豊川市地区においては未整備の状態となっています。

音羽町の同報無線については、当面現行のと通りの取扱いとなると考えられますが、合併した場合は、豊川市の未整備地域の整備を含め全市的に同報無線の整備を検討する必要があります。

項目		豊川市	音羽町
概要	呼称	こうほうとよかわ	こうほうおとわ
	周波数	68.28MHz（アナログ）	65.27MHz（デジタル）
	設置場所	一宮庁舎無線室	音羽町役場無線室
	随時放送	総合支所各課からの行政連絡	各課からの緊急を要する行政連絡
	緊急放送	①災害発生時 ②警報発令時	①災害発生時 ②警報発令時
遠隔制御局		1ヶ所 一宮庁舎宿直室	1ヶ所 音羽町役場宿直室
屋外拡声子局		5ヶ所	5ヶ所
戸別受信機	設置対象	①旧一宮町地区に住所を有する者の世帯 ②その他市長が必要と認める事業所	①音羽町に住所を有する者の世帯 ②町内に住所を有する事業所、公共施設等
	設置基準	原則1世帯につき1台	原則1世帯につき1台
	現在設置台数 (H18.4.1)	4,202台	2,445台

(15) 福祉医療

① 精神障害者医療費支給事業

障害者自立支援法54条に基づく医療費支給については、両市町で差異はありません。

その他の医療費支給事業については、豊川市では、精神障害者福祉手帳1、2級所持者が対象であるのに対し、音羽町では医師の診断書による認定のため、豊川市の制度に合わせた場合は精神障害者福祉手帳3級所持者は支給対象外となります。ただし、現時点で音羽町における精神障害者福祉手帳3級の医療費受給者はいないため、豊川市の制度に合わせた場合でも特に課題はないと考えられます。

また、助成対象については、豊川市の方が通院費や精神疾病以外も対象としているため範囲が広く、豊川市の制度に合わせた場合は特に課題はありません。

区分		豊川市	音羽町
精神障害者 医療費支給 事業	法54条 (通院)	全額給付	全額給付
	その他	精神障害者福祉手帳の1、2級で市内1年以上在住者に対し、入院費及び通院費とも自己負担分の2分の1を助成	医師の診断書によって認定を受けた精神障害者について、精神疾病に係る入院費の自己負担分の2分の1を助成

② 乳幼児医療費助成

乳幼児医療費助成については、両市町で差異はなく、特に課題はありません。

区分	豊川市	音羽町
通院	未就学児まで	未就学児まで
入院	未就学児まで	未就学児まで

(16) 保育事業

① 保育料

保育料については、豊川市の方が低くなっています。

主食代については、豊川市が月額800円を徴収しているのに対し音羽町は無料となっていますが、保育料と合わせた料金で比較しても豊川市の額の方が低いため、豊川市の料金に合わせるとしても特に課題はありません。

(月額)

区分	豊川市	音羽町
3歳未満児の場合(注)	30,300円	31,200円
3歳児の場合(注)	25,300円	27,900円
4歳以上児の場合(注)	19,400円	25,300円
1人当たり平均保育料 (平成17年度実績)	17,174円	24,503円

(注) 第5階層(前年分所得税額が64,000円以上160,000円未満の世帯)に認定される保護者が児童1人を入所させた場合

② 特別保育

特別保育の内容については、市町の間で若干の差異があります。また、利用料も若干の差異があるため、豊川市の制度に合わせることにについて事前に音羽町住民に周知し、説明する必要があります。

項目		豊川市	音羽町
乳児保育	実施園	全園（32園）で実施	2園で実施
	入所可能月齢	生後56日を経過した児童 ただし、一宮地区7園については生後10月を経過した児童	出生日から起算して概ね3ヶ月目から
障害児保育	実施園	指定園6園で実施	全園（4園）で実施
延長保育	実施園	全園（32園）で実施	全園（4園）で実施
	保育時間	平日 朝 7:30～（全園） 夕 ～18:00（23園） ～19:30（9園） 土曜 朝 7:30～（全園） 昼 ～14:00（全園）	平日 8:00～17:00（2園） 7:30～19:00（2園） 土曜 7:30～12:30（1園）
	保育料（月額）	18:00～19:00 1,000円 18:00～19:30 1,500円	17:00～17:30 500円 17:00～18:00 1,000円 17:00～18:30 1,500円 17:00～19:00 2,000円
	間食費	月額 2,000円	保育料に含まれる
一時保育	実施園	指定園5園で実施	指定園1園で実施
	保育時間	平日 8:30～16:00 土曜 8:30～12:00	平日 7:30～19:00
	利用料（日額）	3歳未満児 2,500円 3歳児 1,300円 4歳以上児 1,100円	4時間未満 1,500円 4～8時間 2,500円 8時間以上 3,500円

③ 児童クラブ

設置数に差があるものの、基本的な運営方法については差異がなく、豊川市の制度に合わせるとしても特に課題はありません。

項目	豊川市	音羽町
児童クラブ数	18クラブ(公設民営)	1クラブ(公設民営)
運営委託	社会福祉法人豊川市保育協会（一宮地区については母親クラブ）	保護者会
対象児童	1年生から3年生まで 定員に余裕があれば、4年生以上も可	1年生から3年生まで 定員に余裕があれば、4年生以上も可
開設場所	小学校 11クラブ 児童館 4クラブ 地区市民館 2クラブ 保育所 1クラブ	町有施設 1クラブ
開設時間	13：00～18：00 夏休み等 8：30～18：00	下校時～18：00 夏休み等 8：00～18：00
利用者負担金	市が徴収 7,500円/月(8月は15,000円/月) 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)並びに前年度分市町村民税が非課税となる母子世帯及び父子世帯は1,000円/月(8月は2,000円/月)	保護者会が徴収 1～3年 8,000円/月 4～6年 6,000円/月 (夏休み等は1日500円加算)
委託料	運営に必要な経費全額を委託料としている	県補助基準額を委託料としている。

(17) 高齢者福祉

事業は豊川市の方が充実しているため、制度を豊川市に合わせたとしても特に課題はありませんが、在宅寝たきり高齢者等介護者手当だけは豊川市の制度に合わせるとすると廃止となるため、事前に音羽町住民に周知し理解を求める必要があります。

区分		豊川市	音羽町
在日外国人 高齢者福祉 手当	支給要件	次の要件をすべて満たす者 ・大正15年4月1日以前に生まれた者 ・昭和57年1月1日以前から引き続き外国人登録をしている者 ・市内に引き続き1年以上居住し外国人登録をしている者 ・公的年金を受給していない者 ・施設に入所しておらず、生活保護法による保護を受けていない者 ・本人、配偶者及び扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止となる基準を超えない者	未実施
	支給額	10,000円/月	
在宅寝たきり 高齢者等 介護者手当	支給要件	未実施（※）	要介護度3以上の者を在宅で介護している者
	支給額		
介護用品 支給事業	支給要件	①要介護度3以上で在宅で介護を受けている者 ②要介護度4以上で市民税非課税世帯にある者を在宅で介護している家族	要介護度4以上で町民税非課税者を在宅で介護している者
	支給額	①の対象者：30,000円/年 ②の対象者：75,000円/年	

※ 合併による経過措置として旧一宮町地区においてのみ平成20年度末まで実施。

(高齢者福祉つづき)

区分		豊川市	音羽町
高齢者住宅整備資金償還利子補給事業	給付要件	愛知県高齢者住宅整備資金貸付事業を利用して増改築を行ったことによる償還金利子を支払った者	未実施
	給付額	利子相当額	
理容サービス事業	給付要件	要介護度３以上で在宅で介護を受けている者及び特別障害者手当受給者	要介護度３以上で在宅で介護を受けている者
	給付額	年間３枚（１枚４,０００円）の訪問理容サービス券を支給（Ｈ１６から美容も対象）	年間３枚（１枚１,０００円）の訪問理容サービス券を支給
ひとり暮らし老人ガス安全対策事業	給付要件	プロパンガス及び都市ガスを使用している６５歳以上のひとり暮らしの者	未実施
	給付内容	ガス漏れ事故を防止するため、ガスを自動的に遮断し、ガス漏れを知らせる機器を設置する	
介護者リフレッシュ事業	給付要件	要介護度３以上の者を在宅で介護している者	未実施
	給付内容	介護者支援事業：介護者旅費経費５,０００円を助成	
敬老金の支給事業	給付内容	満８０歳：５,０００円 数え８８歳：１０,０００円 数え１００歳以上：３０,０００円	満８８歳：１０,０００円 数え１００歳以上：３０,０００円

(18) 障害者福祉

① 障害者手当

身体障害者手帳 1・2・3 級、療養手帳 A の区分については、音羽町の方が手当額が高い状況にあります。その他の区分については、豊川市の方が手当額が高い状況にあります。

制度を豊川市に合わせることで、音羽町で手当が減額する階層については、事前に周知し理解を求めている必要があります。

(月額)

区分	豊川市			音羽町	
身体障害者手帳	1 級	20歳未満	3,000円	1 級	4,000円
		20歳以上	2,700円		
	2 級	20歳未満	3,000円	2 級	4,000円
		20歳以上	2,700円		
	3 級	20歳未満	3,000円	3 級	4,000円
		20歳以上	2,200円		
	4 級	20歳未満	2,000円	4 級	1,200円
		20歳以上	1,700円		
5・6 級	20歳未満	1,000円	5・6 級	1,000円	
	20歳以上	1,000円			
療養手帳	A (IQ35以下)	20歳未満	3,000円	A (IQ35以下)	4,000円
		20歳以上	2,700円		
	B (IQ36～50)	20歳未満	3,000円	B (IQ36～50)	1,200円
		20歳以上	2,200円		
	C (IQ51～75)	20歳未満	2,000円	C (IQ51～75)	1,000円
		20歳以上	1,700円		
精神障害者保健福祉手帳	1 級	20歳未満	3,000円	1 級	2,500円
		20歳以上	2,700円		
	2 級	20歳未満	3,000円	2 級	2,000円
		20歳以上	2,200円		
	3 級	20歳未満	2,000円	3 級	1,000円
		20歳以上	1,700円		

② その他障害者福祉事業

障害者福祉事業については、豊川市の制度の方が充実しているため、豊川市の制度に合わせるとしても、特に課題はありません。

区分		豊川市	音羽町
障害者住宅整備資金償還利子補給事業	事業内容	障害者の専用居室、浴室等の増築、改築又は改造工事を行う者に対して、愛知県障害者住宅整備資金の貸付を受けた場合、その償還利子を補助する。	未実施
	対 象 者	1級～4級の身体障害者、重度・中度の知的障害者、自閉症状群と診断されている方又はその同居する家族	
	補 助 額	当該年度の資金の償還に係る利子相当分	
重度身体障害者住宅リフォーム助成事業	事業内容	家庭での生活を容易にするため、浴室・便所・段差・スロープなどを設置する工事へ助成する。	未実施
	対 象 者	身体障害者手帳1・2級の視覚障害者	
身体障害者自動車改造費助成事業	事業内容	就労等のため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の操向装置等の一部を改造する経費を助成する。※限度額10万円	県事業として実施
	対 象 者	上肢、下肢、体幹機能障害のある身体障害者であり、道路交通法第91条に規定する「免許の条件」を付され、かつ所得税の課税所得金額が特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者	
生活福祉資金償還利子補給事業	事業内容	豊川市社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付を受けている者に対し、資金の償還に伴って支払う利子の一部を補給する。	未実施
	対 象 者	低所得世帯及び身体障害者世帯	
	補 助 額	納期内に償還した利子の額の3分の2に相当する額	
在日外国人障害者福祉手当	対 象 者	市内に居住する外国人障害者で外国人登録法第4条第1項の規定による市長の登録を1年以上受け、以下の要件を具備している者。 ・1級～3級の身体障害者及びA～Bの知的障害者 ・昭和57年1月1日前に満20歳に達していた者で、同日において日本国内で外国人登録をしていた者 ・昭和57年1月1日に障害者であった者又は同日以後に障害者になった者でその障害の発生原因となった傷病に係る初診日が同日前に属する者 ・障害基礎年金等を受けていない者	未実施
	支 給 額	月額2万円	

(19) 児童福祉

単独遺児手当については、音羽町の方が育成手当額が高くなっています。入学祝金は豊川市のみ支給しています。

豊川市の制度に合わせるとすると育成手当が減額となるため、音羽町住民に対して事前に周知し、理解を求めておく必要があります。

項目	豊川市	音羽町
受給対象者	市内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下（18歳に達した年度の末日まで）の児童を監護、養育している者 ①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害の状態にある児童 ④父又は母が1年以上行方不明である児童 ⑤父又は母に1年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が1年以上拘禁されている児童 ⑦婚姻によらないで生まれた児童	町内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳以下（18歳に達した年度の末日まで）の児童を監護、養育している者 ①父母が婚姻を解消した児童 ②父又は母が死亡した児童 ③父又は母が重度の障害の状態にある児童 ④父又は母が1年以上行方不明である児童 ⑤父又は母に1年以上遺棄されている児童 ⑥父又は母が1年以上拘禁されている児童 ⑦婚姻によらないで生まれた児童
手当額	育成手当遺児 1人 2,100円/月 入学祝金遺児 1人 3,000円	育成手当遺児 1人 3,600円/月
受給者数 (H18. 3. 31現在)	1,106人	31人

(20) 検診事業

対象年齢、実施方法（集団・個別）、実施内容、実施回数に若干の差異がありますが、一方の市町で独自に実施している検診項目はありません。個人負担金についても、ほぼ同一の水準となっており、豊川市の制度に合わせたとしても特に課題はないと考えられます。

区分		豊川市		音羽町	
		対象者	個人負担金	対象者	個人負担金
基本健康診査	集団	15歳以上	無料 追加項目： 循環器 1,300円 喀痰 700円 肝炎 750円	15歳以上	無料 追加項目： 循環器 1,300円 喀痰 700円 肝炎 無料
	個別	15歳以上	3,000円 追加項目： 肝炎 1,200円	15歳以上	3,000円 (肝炎(節目)含む)
胃・大腸がん	集団	40歳以上	2,000円	35歳以上	胃がん 1,300円 大腸がん 700円
	個別	40歳以上	3,900円	未実施	
結核・肺がん検診	集団	基本健康診査と同時に実施		基本健康診査と同時に実施	
	個別	15歳以上	X線のみ 1,200円 X線+喀痰 2,200円	未実施	
乳がん検診	集団	40歳以上	マンモ 1,500円	マンモ： 40歳以上 超音波： 30歳以上	マンモ 1,500円 超音波 1,000円
	個別	マンモ： 40歳以上 超音波： 30歳以上	マンモ 2,800円 超音波 2,100円	未実施	
子宮がん検診	集団	未実施		20歳以上	1,100円
	個別	20歳以上	2,200円	未実施	
骨粗しょう症検診	集団	30歳以上	1,000円	15～69歳	1,000円
前立腺がん検診	集団	50～69歳	500円	50～69歳	500円

(21) 交通関係

豊川市においては、豊川北部線（豊橋鉄道への運行費補助）及び健康福祉センター「いかまい館」への巡回バスの2路線の運行が行われています。

一方、音羽町においては、大字4地区と鉄道駅及び各公共施設等を結ぶコミュニティバスの運行が行われています。

合併により市域が拡大することを考慮すると、一層の地域間交流の促進や住民の利便性の向上を図る必要があります、両市町の既存事業の在り方を含め市域全体の公共交通の在り方について検討を行う必要があります。

項目	豊川市		音羽町
目的	豊川北部地域の公共施設の利用者と当該地域の住民の利便性確保	健康福祉センター「いかまい館」への交通弱者のアクセス確保	交通空白地帯の解消（道路運送法4条）
路線	豊川北部線（JR豊川駅一名鉄国府駅）	①西部巡回コース、 ②東南部巡回コース	①萩・長沢線 ②赤坂・赤坂台線
運行日	1日5往復	コース運行 週4回 団体送迎 週1回 （団体送迎は平成18年度から）	月曜日から土曜日（年末年始を除く） 萩・長沢線（6.5便/日） 赤坂・赤坂台線（9.5便/日）
乗車料金	乗車距離に応じて	無料	1乗車200円 回数券1,500円（11枚） 小学生以下及び身体障害者等は無料
経費 （H17市町負担額）	運行補助 7,480千円 回数券購入 3,000千円	委託料等 2,590千円	委託料等 16,139千円
利用実績 （H17実績）	運行日数 365日 利用者数 23,522人	運行日数 192日 利用者数 9,051人	運行日数 308日 利用者数 25,437人

(22) 水道料金

基本料金、従量料金、加入分担金ともに、ほとんどの区分で豊川市の料金設定の方が低くなっていますが、50mm、100mm口径の基本料金については豊川市の方が高くなっています。一般家庭の場合は、豊川市の料金体系に合わせた場合、音羽町の料金より安くなるため問題はありませんが、50mm、100mm口径を使用している音羽町の一部の事業者については、豊川市の料金体系に合わせた方が料金が高くなる場合があるため、事前に対象者に説明をし理解を求めておく必要があります。

① 基本料金等

・基本料金（税抜き）

口径	豊川市	音羽町
13mm	600円	600円
20mm	1,300円	1,300円
25mm	2,400円	3,000円
30mm	5,200円	—
40mm	8,300円	9,200円
50mm	19,800円	15,800円
75mm	39,400円	42,700円
100mm	94,200円	87,000円
150mm	238,100円	240,000円
200mm	302,200円	—

・従量料金（税抜き）

区分	豊川市	音羽町
1～10m ³	45円	75円
11～20m ³	95円	100円
21～30m ³	140円	140円
31～50m ³	170円	195円
51～100m ³	185円	245円
101m ³ ～	190円	
臨時用	550円	300円

・加入分担金（税抜き）

口径	豊川市	音羽町
13mm	70,000円	100,000円
20mm	170,000円	260,000円
25mm	300,000円	440,000円
30mm	480,000円	—
40mm	900,000円	1,340,000円
50mm	1,400,000円	2,000,000円
75mm	3,300,000円	町長が定める額
100mm	市長が定める額	—

② 料金比較

一般家庭（口径13mm）で1か月に20m³を使用した場合の水道料金

	豊川市	音羽町
基本料金＋従量料金	2,000円	2,350円
消費税	100円	117円
合計	2,100円	2,467円

(23) 下水道使用料

使用料単価はいずれの区分にあっても豊川市の料金設定の方が低いため、豊川市の料金体系に合わせることに特に課題はありません。

① 使用料単価

(税抜き)

区分	豊川市	音羽町
10m ³ まで	800円	850円
11～20m ³ まで1m ³ 当たり	89円	100円
21～30m ³ まで1m ³ 当たり	120円	120円
31～50m ³ まで1m ³ 当たり	138円	150円
51～100m ³ まで1m ³ 当たり	152円	185円
101～500m ³ まで1m ³ 当たり	168円	215円
501m ³ 以上1m ³ 当たり	202円	215円

② 料金比較

一般家庭で1か月に20m³使用した場合の下水道使用料

	豊川市	音羽町
使用料	1,690円	1,850円
消費税	84円	92円
合計	1,774円	1,942円

(24) 学校給食

豊川市においては、給食センター方式であるのに対し、音羽町においては自校方式であり、運営方式に差異があります。

施設の処理能力からも豊川市の給食センター方式に統一することが合理的であると考えられますが、現有施設の老朽化やドライシステム方式への対応等の課題もあるため、新市における給食センターの在り方を検討する必要があります。

なお、給食費については、豊川市の方が料金が安いいため豊川市の制度に合わせるとしても特に課題はありません。

項目		豊川市	音羽町
方式		センター方式	自校方式
施設		①豊川市学校給食センター 設置年月：平成14年7月 調理能力：9,000食 ドライシステム方式	①萩小学校調理場 設置年月：昭和59年9月 調理能力：200食 ドライシステム方式
		②豊川共同調理場 設置年月：平成元年3月 調理能力：3,000食 ウエットシステム方式	②長沢小学校調理場 設置年月：昭和52年3月 調理能力：300食 ウエットシステム方式
		③中部共同調理場 設置年月：昭和62年3月 調理能力：3,000食 ウエットシステム方式	③赤坂小学校調理場 設置年月：昭和55年3月 調理能力：300食 ウエットシステム方式
		④一宮共同調理場 設置年月：昭和49年3月 調理能力：3,000食 ウエットシステム方式	④音羽中学校調理場 設置年月：昭和46年2月 調理能力：300食 ドライシステム方式
給食費	小学校	210円	222円（うち2円町補助）
	中学校	240円	250円（うち3円町補助）

(25) 公民館

社会教育法に基づく公民館については、豊川市、音羽町ともに4館ずつ設置しています。なお、豊川市においては、社会教育法に基づく公民館の他、地域活動の拠点として地区市民館22館を設置し、市民講座の開催など、公民館とほぼ同様の活動を行っています。

豊川市の公民館は、中学校区に1つの基準で整備を行ってきた経緯があるのに対し、音羽町は各大字に1館ずつ設置しており豊川市と比べ充実した環境となっています。また、維持管理経費を比較しても音羽町の経費は豊川市より高い状況にあります。

豊川市の設置基準に従えば、音羽町の公民館の適正設置数は1館となるため、音羽町においては1館のみは現行のとおり社会教育法に基づく公民館として存続することとなります。その他の3つの公民館については豊川市の地区市民館と同様の位置づけをするなど、地域活動の拠点として維持しつつ、維持管理経費の負担が少ない運営方式を検討する必要があります。

項目	豊川市	音羽町
施設	公民館4館 ①豊川公民館 設置年月：昭和52年4月 延べ床面積 913㎡ ②御油公民館 設置年月：昭和49年4月 延べ床面積 488㎡ ③牛久保公民館 設置年月：昭和51年4月 延べ床面積 942㎡ ④八南公民館 設置年月：昭和55年4月 延べ床面積 906㎡	公民館4館 ①赤坂公民館 設置年月：昭和56年5月 延べ床面積 650㎡ ②長沢公民館 設置年月：昭和63年3月 延べ床面積 820㎡ ③萩公民館 設置年月：昭和62年2月 延べ床面積 494㎡ ④赤坂台公民館 設置年月：昭和51年5月 延べ床面積 505㎡
職員	公民館長1人（非常勤） 公民館主事1人（常勤） 生活学習指導員（常勤） 4時間パート2人（交替）	公民館長1人（非常勤） 公民館主事1人（常勤） パート1人
休館日等	①休館日 月曜日、年末年始、祝日 ②開館時間 午前9時～午後9時	①休館日 月曜日、年末年始、第3日曜日 ②開館時間 午前9時～午後10時
運営	各公民館に運営委員会を設置	公民館運営審議会 定数15名以内（任期2年）
運営経費 (H17決算)	25,136千円 (施設整備費を除く)	29,715千円 (施設整備費を除く)

(26) 図書館

図書館法に基づく図書館については、豊川市、音羽町ともに1館ずつ設置されています。

規模は異なるものの機能としては重複する施設であり、また、多大な運営経費も必要とされることから、音羽町の図書館については住民サービスに大きな影響を与えない範囲内で、経費の削減や施設の効率的運営方法など、合併時までに施設の在り方を検討する必要があります。

項目	豊川市	音羽町
施設	敷地面積 9,130.23㎡	敷地面積 7,209.00㎡
	建築面積 3,015.83㎡	建築面積 959.18㎡
	延床面積 5,772.65㎡	延床面積 1,778.27㎡
	(うち図書館棟 4,497.94㎡)	(うち図書館棟 725.51㎡)
設置年月	平成11年7月	平成12年7月
職員	正職員 10人	正職員 3人
	嘱託 4人	嘱託 1人
	業務委託 11人	臨時職員 6人
蔵書	一般 245,237冊	一般 31,402冊
	児童 60,168冊	児童 10,046冊
	A V 10,655点	A V 3,207点
人口千人当たり蔵書数	2,342冊	5,017冊
運営経費 (H17決算)	図書館費 244,212千円	図書館費 39,035千円
	シ・オス・スペース館費 16,648千円	
	地域情報ライブラリー費 5,797千円	

7 新合併特例法下における財政支援措置

(1) 合併前の財政支援措置

① 国の支援策

I 合併推進債

都道府県が作成する構想に位置付けられた構想対象市町村の区域において実施される公共施設等の整備に要する経費に対して地方債を発行することができ、その元利償還金の一部について普通交付税措置がなされます。

i) 対象事業

ア 構想対象市町村相互間の道路・橋りょう・トンネル（街路、農道、林道等を含む。）の整備事業

イ 構想対象市町村相互間の電算システム統合整備、地域イントラネット整備事業

ウ 本庁舎等、消防庁舎及び消防防災施設の整備事業

エ 火葬場・斎場の整備事業

オ 保育所・子育て支援施策等の整備事業

カ 既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備

ii) 起債充当率

90%

iii) 実施期間

原則として、事業開始年度以降3か年度以内、特に必要があると認められる場合には5か年度以内まで。

iv) 財政措置

普通交付税算入率40%（市町村合併による行政コストの合理化効果の発展に繋がる事業については50%）。

ただし、普通交付税不交付団体となった場合は、財政措置のメリットはありません。

II 特別交付税

合併協議会への負担金、合併前に要する電算システム統一等の合併準備経費及び合併移行経費について、特別交付税措置が講じられます。

(2) 合併後の財政措置

① 国の財政支援措置

I 普通交付税合併算定替

合併年度及びこれに続く一定期間（※1）は、合併しなかった場合の普通交付税が全額保障されます。その後5年度は、激変緩和措置（※2）されます。

ただし、普通交付税不交付団体となった場合は、合併算定替のメリットはありません。

※1 一定期間

平成17、18年度中の合併の場合：合併後9か年度

平成19、20年度中の合併の場合：合併後7か年度

平成21年度中の合併の場合：合併後5か年度

※2 激変緩和措置

1年度目：合併しなかった場合の普通交付税全額	×	0.9
2年度目：同上	×	0.7
3年度目：同上	×	0.5
4年度目：同上	×	0.3
5年度目：同上	×	0.1

Ⅱ 普通交付税合併補正

合併直後の臨時的経費に対する措置として、行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費について、合併後5か年間、以下の算式により基準財政需要額に加算されます。

算式

加算額（5か年合計） ＝（1億円 ＋ 5千円×合併後人口）×（1＋（合併関係市町村数－2）／4）

豊川市と音羽町の1市1町の合併の場合の加算額を計算すると、5年間の総額は約10.4億円となりますが、一宮町との合併の旧合併特例法分（約7.9億円）を差し引くと新合併特例法での加算分は約2.5億円となります。

ただし、平成18年度の財政力指数を見ると旧豊川市が0.98、音羽町が0.95となっており、平成19年度以降は両市町とも交付税不交付団体となることが予想されるため、新合併特例法による普通交付税加算は実質的には措置されない可能性が高いと考えられます。

Ⅲ 合併推進債

都道府県が作成する構想に位置付けられた合併市町村の区域において実施される公共施設等の整備に要する経費に対して地方債を発行することができ、その元利償還金の一部について普通交付税措置がなされます。

i) 対象事業、起債充当率、実施期間、財政措置

合併前事業と同様。

ii) 実施期間

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度。

② 愛知県の支援策

Ⅰ 愛知県市町村合併特例交付金

新合併特例法に基づき合併した市町村の円滑な運営の確保と均衡ある発展並びに市町村合併の推進を図るため、一定額が交付されます。

i) 対象事業（アについては、合併前の事業でも可）

ア 合併に伴う電算システムの統合のための事業

イ 合併によって一時的、臨時的に必要となる事業

ウ 地域間格差を是正し、均衡ある発展を図るための施設整備事業

エ 広域的・効率的なサービス提供のための事業

ii) 実施期間

原則、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3か年度以内に着手する合併関連事業。ただし、事業期間が複数年次にわたる事業及び同一内容を継続する事業にあっては、着手後5年度間まで対象とされます。

iii) 交付限度額

算式

$\begin{aligned} & \text{交付限度額} \\ & = 4 \text{ 億円} + 0.5 \text{ 億円} \times (\text{合併関係市町村数} - 2) \end{aligned}$
--

なお、各年度に交付する交付金の額の上限は、交付金総額の3分の1とされています。

豊川市と音羽町の1市1町の合併の場合は、交付総額は4億円となります。

8 おわりに

研究会では、平成18年6月からほぼ半年にわたって両市町の行財政の現況、事務事業の現状、両市町が合併するとした場合の課題などについて調査、研究を進めてきました。

約1,000項目にわたる事務事業の比較の結果、合併協議において大きな障害となる項目は見当らなかったものの、それぞれの市町が独自に実施している事業や取扱いが異なるものも見受けられました。これらの両市町間で制度の差異がある事業については、制度を統一することによって住民サービスに影響を与えるものもあるため、合併前に住民に対する説明会を開催するなど周知を図り、混乱を来さないよう配慮する必要があると考えられます。また、両市町間で格差が非常に大きく急激な住民サービスの変化が生じる一部の事業については、場合によっては一定期間の激変緩和措置を講ずることを検討する必要もあると考えられます。

新合併特例法における財政支援措置については旧合併特例法に比べ大きく縮減されているため、新合併特例法下での合併では多大な財政支援措置は期待できないものの、人件費の削減効果やスケールメリットによる物件費や投資的経費等の削減効果など、合併による行財政運営の効率化のメリットは大きいと考えられます。

また、更なる地方分権の進展や道州制への移行の動きを考えると、今まで以上に市町村の行財政基盤の強化を図る必要があると考えられます。

今後は、財政的なメリット、デメリットのみにとらわれることなく、当地域の将来的なまちづくりについて、議会、住民等の意見を聴きながら十分に議論を行い、合併について考えていくことが必要と思われます。